平成２６年（フ）第１９０号
静岡県富士市富士岡367番地　仁藤アパート101号、前住所静岡県富士市石井49番地の７
債務者　植松　義晴
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第６０６号
静岡県焼津市焼津３丁目７番37号　レオパレスフローラタカダ113号室、旧住所静岡県焼津市本町１丁目９番３号
債務者　田畑　広宣
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６０７号
静岡県焼津市焼津３丁目７番37号　レオパレスフローラタカダ113号室、旧住所静岡県焼津市本町１丁目９番３号
債務者　田畑　純子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５号
静岡県浜松市中区萩丘２丁目17番205号　萩丘団地萩205
債務者　生田ひとみ
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７号
静岡県藤枝市前島2281番地の99　県営青洲団地４棟105号
債務者　森田　春子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５号
東京都八王子市松木３番地18ガーデンコートソシア102号
債務者　小川　美和
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０号
静岡市駿河区鎌田428番地の１　ロイヤルパークハイム107号、旧住所静岡市葵区松富２丁目５番７―209号
債務者　柘植　正則
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月20日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３号
熊本県天草市久玉町1411番地３　殿崎団地８―６号
債務者　坂田　裕介
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月20日午後１時45分
熊本地方裁判所天草支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１７７１号
福岡市博多区博多駅南４丁目４番17号
破産者　株式会社ティー・オン・サイト
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５１号
佐賀県鳥栖市今泉町2424番地１
破産者　株式会社ＭＪＫ
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４２１号
埼玉県草加市稲荷２丁目20番50号
破産者　有限会社宮内工業
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４３５号
埼玉県草加市稲荷６丁目10番９号
破産者　有限会社阿久津設備
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町501番地
破産者　峡南クリエイティブ工房有限会社（旧商号有限会社笹本家具店）
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
静岡県沼津市我入道南条寺82番地、前本店所在地静岡県御殿場市板妻37番地の158
破産者　有限会社セレモニー白萌苑
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第９９１号
京都府乙訓郡大山崎町大山崎西谷４番地５
破産者　シールズデザイン株式会社
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
北海道函館市新川町４番１号
破産者　株式会社むらかみ
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１０６号
福島県郡山市待池台１丁目55番１
破産者　郡山異業種協同組合
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
富山市豊城町６番23号
破産者　広沢　拓也
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部